

協定項目の協議状況 |

承認	主な調整内容
	次回提案予定。(第1回協議会での確認内容:原則として、堺市への編入合併を前提に協議を行う。)
	次回提案予定。(第1回協議会での確認内容:合併特例法の期限内の早い時期を目 途とする。)
	次回提案予定。(第1回協議会での確認内容:合併の方式を前提として決定していく。)
	次回提案予定。(第1回協議会での確認内容:合併の方式を前提として決定していく。)
	美原町の財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぎます。
	次回提案予定。
	美原町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用します。
	堺市制度で実施。一部不均一課税とし、5年以内に調整します。
	美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぎます。
	現在の美原町の区域に「堺市美原地域審議会」を設置します。
	次回提案予定。
	原則として堺市の条例・規則を適用します。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行います。
	現在の美原町役場については、美原区を設置するまでは、美原町域を所管する支所とします。
	原則として堺市制度で実施しますが、美原町のみが加入している狭山・美原医療保健センター、南河内清掃施設組合、富美山環境事業組合については、現行制度を存続し、新市において調整します。
	美原町消防団は、活動区域を美原町域に限定し存続します。
	原則として堺市制度で実施しますが、住民生活に急激な変化をもたらすものについ ては、当面はそれぞれの制度を存続するなどとしています。
	原則として堺市制度で実施しますが、それぞれの制度の相違や団体の意向を考慮し 新市で調整するものもあります。
	原則として堺市制度で実施しますが、住民生活に急激な変化をもたらすものについ ては、当面はそれぞれの制度を存続するなどとしています。
	美原町域については、町名・字名の前に「美原町」を冠します。
	原則として堺市制度で実施しますが、住民生活に急激な変化をもたらすものについ ては、当面はそれぞれの制度を存続するなどとしています。
	原則として堺市の制度に統一しますが、美原町民憲章、美原町の木、花は美原町域のものとして伝承していきます。
	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整します。
	当面はそれぞれの制度を存続し、平成18年度から統一します。基金残額の取扱いについては、新市で調整します。
	原則として堺市制度で実施しますが、住民生活に急激な変化をもたらすものについては、当面はそれぞれの制度を存続するなどとしています。 総務関係のみ一部次回提案予定事項あり。 ・議会議員及び農業委員会委員報酬 ・審議会・委員会委員等その他非常勤報酬 など
	大阪府との協議が調い、策定を終了しました。

調整内容の詳細につきましては、ホームページや両市町の情報提供窓口に配架の協議会資料をご覧ください。